

AUTUMN

October 2022 no.175

Japan Association of Environment Assessment

JEAS

NEWS

特集

「JEAS研究部会報告」

特集

自然環境影響評価技法研究会報告	2
条例アセス研究会報告	4
制度・政策研究会報告	6
新領域研究会報告	8
情報委員会 埼玉県意見交換会	11
エッセイ	
風力発電施設の環境アセスメントにおける景観面からの評価 の課題	12
富山大学学術研究部芸術文化学系 教授 奥 敬一	
環境アセスメント士紹介	14
海老原学(自然環境部門)／岡田圭司(自然環境部門)	
JEASレポート	15
JEAS資格・教育センター便り	15
お知らせ	16



第10回 JEAS フォトコンテスト入賞作品／「保津峡の秋」／撮影：羽馬芳壽（日本工営（株））



一般社団法人 日本環境アセスメント協会

「JEAS 研究部会報告」

JEAS 研究部会では現在、4つの研究会（自然環境影響評価技法研究会、条例アセス研究会、制度・政策研究会、新領域研究会）が研究活動を行っている。このたび、各研究会における過去2年間の活動成果が「2022 研究部会成果報告書」としてまとめられた。今号では、各研究会の代表者がその概要を報告する。

なお、活動成果については、今後の公開セミナーにおいて発表の予定である。

自然環境影響評価技法研究会報告

- ・環境影響評価における定量的な予測及び評価手法の実用化に向けた事例研究
- ・環境 DNA 技術の環境影響評価への導入に関する研究

自然環境影響評価技法研究会 リーダー 東郷有城

1. 研究の目的及び概要

統計的手法をはじめとする定量的な解析手法については、動植物の保全等を目的としてこれまでに多くの研究が報告されており、環境影響評価における予測及び評価や環境保全措置の検討等において、定量的な解析手法を活用している事例が確認されている。近年急速に技術開発が進んでいる環境 DNA 技術についても、環境影響評価での活用が進められつつある。

一方、定量的な解析手法については、地域特性及び事業特性を踏まえた対象種及び環境要因等の選定が必要であること、手法についての深い知見や理解が必要であること等により、環境影響評価において標準的に活用されているとは言い難い。また、環境 DNA 技術については、近年環境影響評価で活用され始めたものの、定量的な解析手法と同様の課題が見られることから、今後の導入が進まない可能性も考えられる。

そこで本研究会では、定量的な解析手法を活用した予測及び評価と環境 DNA 技術について、既存事例等の収集及び整理を行うことにより、環境影響評価への更なる導入に資することを目的として「環境影響評価における定量的な予測及び評価手法の実用化に向けた事例研究」及び「環境 DNA 技術の環境影響評価への導入に関する研究」といった2つのテーマについて研究を行った。

2. 環境影響評価における定量的な予測及び評価手法の実用化に向けた事例研究

(1) 環境審査顧問会における意見等の収集

手続の件数が多く、審査の内容が公開されている環境審査顧問会風力部会（以下、「風力部会」という）を意見の収集及び整理の対象とし、風力部会の議事録を確認することにより、定量的な解析手法に係る意見を収集した。

意見を収集・整理した結果、「定量的な解析手法の活用を求める意見」「活用方法に関する意見」「予測及び評価の内容に関する意見」「記載方法についての意見」が多いことが分かった。

「定量的な解析手法の活用を求める意見」は、調査結果を踏まえ、傾向等により予測及び評価を実施しているものの、妥当性や根拠が乏しいことについての意見、「活用方法に関する意見」は、データの採取方法及び量と定量的な解析手法の適合性に関する意見、「予測及び評価の内容に関する意見」は、定量的な解析手法を活用しているものの、予測及び評価に適切に反映されていないことに関する意見、「記載方法についての意見」は、定量的な解析手法についての検討フロー及び結果の記載について、分かりやすくかつ丁寧に記載することを求める意見であり、いずれも定量的な解析手法についての深い知見及び理解が求められるものであった。

(2) 既存文献調査

「環境影響評価における生物多様性保全に係る空間・地理情報の把握活用手法 暫定案 (ver.1.0)」(環境省、2013) で整理されている文献について解析手法、解析の目的、解析の範囲、使用されている目的変数及び説明変数等の情報を整理した。その結果、ロジスティック回帰分析をはじめとした一般化線形モデル、判別分析及び GIS によるオーバーレイ等が使用されており、いずれも対象種における事業の影響及び環境保全措置の検討等において活用が可能であると考えられた。

一方、得られたモデルの妥当性やオープンデータを活用できる種が限られていること等も課題としてあげられることから、モデル構築・カスタマイズに関する基本的な考え方や方法論を整理し、技術ガイド等として公開すること、野生生物の分布や自然環境条件のデータを研究機関や行政、自然保護団体、事業者等が保有するデータを集約・提供する仕組みも必要であると考えられる。

(3) 環境影響評価事例

本研究で確認したアセス事例では、生態系で選定した注目種への環境影響の検討において、定量的な解析手法を活用している事例が多くを占めていた。

具体的な活用事例として、Maxent 及び一般化線形モデル等を用いて好適地を算出・図化し、改変区域と重ね合わせることで事業影響を検討した事例、HSI モデルを用いて環境保全措置の効果を検討した事例があげられる。

いずれも目的に合った手法を活用していたと考えられるものの、解析結果の予測及び評価への反映や記載方法について、風力部会で収集・整理した意見と同様の指摘を受けている事例も確認された。

3. 環境 DNA 技術の環境影響評価への導入に関する研究

(1) 環境 DNA 技術の活用事例の収集・整理

文献調査により事例を収集し、環境 DNA 技術を用いた調査の対象となっている生物、生育生息環境等についてマトリクス表を作成した。収集した事例は水域に限らず、土壌やそのなかに生息する菌類を対象にしたものもあり、環境 DNA の技術を適用できる対象が多岐にわたることが示された。

また、対象種としてはアユやマアジ、サケ・マス、イワシ等の水産有用種についての調査事例が多く、水産分野でも環境 DNA 技術が注目・活用されており、環境 DNA 技術が漁業協調を目指す水産コンサルタント分野においても

活用できる可能性が考えられた。

(2) 環境 DNA 技術導入における事業別のメリット・課題

環境 DNA 技術の導入によるメリットは、調査コストの削減が期待できる点や、調査結果が DNA の検出という明確な科学的根拠に基づいて得られる点、調査員の技術レベルに依存しない調査が可能となる点、特別採捕許可など許可申請手続等が不要となる点、調査圧が軽減できる点等はどの事業にも共通である。

そこで事例調査についての検討では事業を線の開発事業、陸上風力事業、面的開発事業(陸上)、洋上風力事業、面的開発事業(海域)に分け、アセス段階ごとに環境 DNA 技術を適用する際のメリットと課題を整理した。

4. 今後の課題

(1) 環境影響評価における定量的な予測及び評価手法の実用化に向けた事例研究

定量的な予測及び評価手法の実用化に向けた課題として、地域特性及び事業特性を踏まえた対象種及び環境要因等の選定が必要であること、手法についての深い知見や理解が必要であること、使用する手法によって事業者の負担が大きくなる可能性があること等があげられる。

環境影響評価における定量的な予測及び評価手法の実用化のためには、目的別、事業別の手法の整理や活用事例のアーカイブ化等を行うと共に、利用可能な環境データを拡充することが有効であると考えられる。

(2) 環境 DNA 技術の環境影響評価への導入に関する研究

技術的な課題として、調査分析可能な対象の拡大(現状の水生生物を主な対象とした調査から、空気中の環境 DNA の分析による哺乳類・鳥類等のほかの分類群への拡大)、コンタミネーションによる誤検出の防止、ある一時点の環境を反映したサンプル採取だけでなく経時的な環境情報を取得可能な調査手法の確立等があげられる。

一方、河川水辺の国勢調査における環境 DNA 技術導入の方向性は国土交通省からも示されており、今後は具体的なマニュアルへの記載も進む可能性が考えられる。

環境影響評価への環境 DNA 技術の導入のためには、技術的な課題の改善により信頼性を向上させることに加え、参考手法として技術指針等に記載することにより、活用事例を増加させることが重要であると考えられる。

本研究結果をきっかけに、環境 DNA 技術が事業者・コンサルタント会社の両者により認知され、さらに活用されることを期待する。



条例アセス研究会報告

・地方の時代に即した条例アセスのあり方に関する研究～その6～

条例アセス研究会 リーダー 隈 清悟

1. 研究目的

条例アセスは、1976年に川崎市が環境影響評価に関する条例を制定して以降、各自治体において独自の環境影響評価制度が制定されるようになり、その成立はアセス法とは異なる背景を持つ。しかし、1997年のアセス法制定、2011年のアセス法改正にともない、各自治体でも、法と同様の制度を手続に導入しつつあり、地域性、独自性の観点から薄れている。

一方、近年では、行政全体として「国から地方へ」の動きがあり、また、環境行政の分野においても地方分権の進展により、地域環境管理の観点から各自治体の果たすべき役割が大きくなっている。これらを踏まえ、環境コンサルの立場から、「地方の時代に即した条例アセスのあり方」について調査、研究を行うこととした。

2020～2021年度の本研究は、2010年度から5回にわたり報告した研究成果を踏まえ、引き続き地域性、独自性に着目すると共に新しい視点を加えて「その6」としてとりまとめた。

2. 地域の特徴を活かした条例制度に関する調査・研究

本研究では中核市のアセス条例を対象として、各自治体におけるアセス条例の制度化の状況、対象事業の規定状況及びアセス条例の運用状況を把握することで、地域特性に応じたより細やかで実効性のある環境アセスメントのあり方について検討することを目的とした。

全国の中核市のうち、アセス条例及び類似した条例を持つ自治体を抽出すると共に、調査対象とした中核市が位置する府県及び当該府県に含まれる政令指定都市についても、中核市との関連を確認するため調査対象に含めた。

その結果、中核市における対象事業数の平均は、政令指定都市及び都道府県と比べて少なかったが、市街地再開発、商業施設、駐車場等、比較的規模が小さく、市街地で実施される事業が対象とされている割合が高かったことから、

対象事業を絞り込んだうえで、より細やかな配慮が行えるように対象事業の設定が行われていると考えられた。

また、中核市のアセス制度の特徴として、「簡略化、先進的及び中核市独自の制度」、「予測評価、環境配慮及び環境配慮の実施状況の確認を重視」、「周辺住民との関係性を重視」があげられており、地域特性を重視したアセス制度と考えられる。

アセス図書の公開について、中核市では府県政令指定都市ほど進んでいない可能性が示唆された。

本研究で確認された、中核市という地域を細分化することで得られた手続の簡略化の事例等を都道府県または政令指定都市の環境影響評価制度にフィードバックすることができれば、更なる環境配慮の効率化や実効性の向上に繋がると期待する。なお、今後の研究にあたっては、中核市の先進的・多様な環境影響評価制度の運用状況や実効性について、具体の事例確認と検証をしていくことも必要と考える。

3. 事後調査における住民参加に関する調査・研究

わが国のアセスメント制度では、国が規定する環境影響評価法を根源として、各自治体が環境影響評価条例を規定している。条例の内容は各自治体で異なるが、環境影響評価書を公告・縦覧したのち、事業化され、工事着工時から事業完了（開通・供用等）まで実施する「事後調査」について着目した。主に住民参加の仕組みがあるか、制度を設けているかを横断的に把握し、現況を踏まえて課題を抽出し、現在の社会情勢に応じた今後の事後調査制度のあり方について検討することを目的とした。

あわせて、新型コロナウイルス対応で2020年4月以降の緊急事態宣言時、及びその後の「新しい生活様式下」でのアセス書公告・縦覧、住民説明会開催、意見書受付等どのような指導をされているかについても、現状を把握することを目的とした。

その結果、約半数の自治体で事後調査制度における住民参加の仕組みを設けていることが把握できたが、特に説明会

の実施等について指導している自治体は見られず、縦覧・公表の義務付けに留まっていた。また、アンケート調査結果から、事後調査実施段階は、アセス手続中と比べて事業に対する住民の関心が薄らいでいるとの回答が、約半数の自治体から寄せられていた。あわせて実施した、新しい生活様式下での周知・住民参加に対する調査結果では、約3割の自治体がオンライン開催等を導入せずに通常通り対応していたと回答していた。

しかしながら、住民説明会等、人が密になることが想定される場合は、自治体や事業者側の判断による説明会の中止もしくは延期や、Web上への説明会資料の掲載等、感染対策を講じた上での対応が見られた。また、多くの自治体で社会情勢に合わせ臨機応変に対応しており、審査会のオンライン開催などメリットを感じていることが確認できたものの、一方でデメリットも感じているため、新たな生活様式下での各種対応については、今後も改善の余地があると考えられる。

環境影響評価手続のうち、事後調査段階における住民参加について、その制度を自治体が条例のなかで設けていたとしても、住民意見への対応や、説明会についての指導等、制度の活用には改善の余地があると考えられた。

住民意見手続を設ける効果について、多くの自治体が認識していることから、改善方法と、横断的な仕組の展開を行っていくことが望ましいと考えられた。約半数の自治体は、事後調査段階では、アセス手続段階（配慮書・方法書～準備書・評価書段階）に比べて住民の関心も薄れていると認識している。この背景として、住民からの意見数の減少が1つの指標と考えられるが、この傾向は対象とされた事業内容や環境への影響の程度にも左右されることから、一概に関心が薄れていくとは言い切れるものではない。また、住民意見があった場合においても、意見の汲み上げ方には複数の見解が見られた。

今後は、説明会や手続のオンライン実施に係る諸所のルールを設けるなどして、現在の社会情勢に応じた実効的な事後調査制度を横断的に展開していくことが望ましいと考える。

4. ポジティブ・アセスとグリーンインフラに関する調査・研究

条例アセス研究会では、従前よりポジティブ・アセスメント（以下、「ポジティブ・アセス」という）に関する研究を行っている。ポジティブ・アセスの定まった定義はないが、「事業による環境影響のプラス面がある場合、それを環境

アセスメントのなかで積極的に評価していく考え方」として用いている。今期はポジティブ・アセスとグリーンインフラ（以下、「GI」という）の関係について、調査を行った。

近年、開発やまちづくりと環境保全を両立する取組である、GIに対する社会的関心が増加し、国や業界団体等における調査研究の進展が見られる。いわゆる「好事例」も各方面で公表されているが、これらのうち環境アセスメントの対象であった事例があるならば、「過去における潜在的なポジティブ・アセス」であり、往時の手続時に肯定的な評価がされて良いはずである。そのような観点から、既存のGI事例を対象に、環境アセスメントの実施状況等を調査した。

その結果、過去にアセス対象事業であった取組が一部ながら存在し、GIと親和性の高い評価項目（動物・植物・生態系／自然との触れ合い／景観等）について、GIの観点からプラス面の影響評価がなされていたケースが確認された。別の言い方をすれば、すべてのケースでプラス面の影響評価がなされていたわけではないため、「過去における潜在的なポジティブ・アセス」事例において、プラス面の影響評価の余地が多く存在することが示唆される。

調査結果に基づく有識者ヒアリングでは、GIが基本的な配慮事項としてアセス図書へ記載されることが重要であること、評価方法は今後の課題であること等の指摘があった。また、プラス面の影響評価の導入については、持続可能性アセスメント等の将来展望を見据えて検討が進められることが重要であること、個々の案件においてはアセス手続迅速化の観点や合意形成上の必要性も加味されることが望ましいこと等の指摘があった。

また、実務者が参考にする自治体アセス規定（環境影響評価技術指針等）を対象とする調査を行った結果、GIに関する配慮事項を規定する自治体や、プラス面の影響が評価対象に含まれると規定する自治体を確認された。今後、学協会を通じた情報交流等がなされることで、自治体規定の改定が進むことが期待される。

ポジティブ・アセスについては、現状の認知度や普及状況は途上段階と言えるが、過年度及び今期研究を通じて、その活用可能性が認識されているところである。環境影響評価の円滑な実施に向け、プラス面の環境影響評価やGIの考え方の制度的な取扱いは、国及び自治体アセス制度の課題の1つとなっており、引き続き検討が進められることが重要である。また、実務者においては、ポジティブ・アセスの意義や効果等を理解したうえで、環境アセスメント業務等を通じた実装・普及を積極的に行っていくことが期待される。

制度・政策研究会報告

- ・ 諸手続の緩和の可能性に関する研究（その3）
- ・ 知事・主務大臣の意見、勧告に対する事業者の対応と事業への影響の分析
- ・ SDGs と環境アセスメントの関係性に関する研究

制度・政策研究会 リーダー 岩沢 進

1. はじめに

「制度・政策研究会」では、分かりやすい環境影響評価（以下、「アセス」という）及びその期待される環境配慮の効果について着目すると共に、近年の社会動向を考慮したアセス制度や政策に関する調査・研究として、3つのテーマについて研究を行った。

2. 諸手続の緩和の可能性に関する研究（その3）

過年度の「諸手続の緩和の可能性に関する研究」では、アセス手続以外の、環境関連諸手続に関する緩和措置や都市計画手続をとまなうアセス条例等について検討を行った。今回、実務状況を把握するため、JEAS 会員企業及び自治体（47 都道府県及び 21 政令市）を対象に、「都市計画をとまなうアセス手続」についてのアンケートを行った。

アンケートの結果によると、都市計画をとまなうアセス手続に際して、事業者の約半数が行政から指示・指導を受けており、その指導は主に都市計画担当部局によるものであった。都市計画をとまなうアセス手続の事業種としては、廃棄物処理施設、高層建築物、鉄道・モノレール等の事業が多く見られた。また、都市計画とアセスの重要性は事業者や行政に認識されており、互いの手続時期を合わせることは「住民にとって分かりやすい」と感じられていた。一方、自治体ごとに異なる独自の時期合わせ等の条例・規則等について、地域性や独自性の観点からおおむね許容する傾向にあるものの、手続の手待ち状態を懸念している回答も見られた。

アセスと都市計画手続の円滑化に必要なことは、「都市計画担当部局とアセス担当部局の調整」と考えられ、事業者側ができることとして「行政に相談し要望を伝える」という回答が多くを占めた。また、調整には「行政内部での相互理解・業務分担の明確化」が必要という意見も見られた。行政に対しては、「制度の簡略化」や「期間短縮」「連絡調整」「ルールの明確化」等が求められた。事業者側、

行政側共に「連絡調整」を重視する傾向があった。その一方で、行政側から事業者への要望として、「アセス協議・図書の充実」「協議・図書作成の迅速化」などがあげられ、政令市では都道府県に比べて特に迅速な対応を求める傾向が見られた。

まとめると、以下のことが言える（表－1）。

■表－1 アセスと都市計画の関係に関するアンケート結果

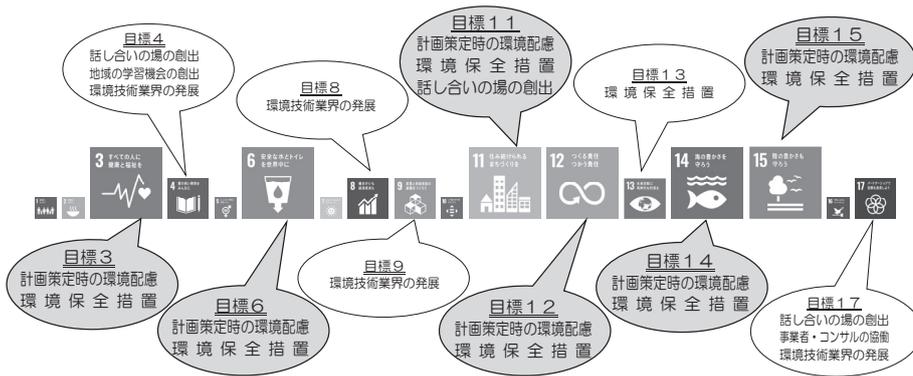
アセスと都市計画規定の自治体における独自性は事業者におおむね許容されている
行政・事業者とも、都市計画とアセスの関係性について重要性を認識している
行政は事業者に図書作成・協議の充実を、事業者は行政に制度の簡略化や行政内の連絡調整を求めている

これを踏まえ、アセスと都市計画の円滑化のためには、事業者と行政の情報共有のきっかけとなるパンフレット・手引書・事例集等があると良いと思われる。

3. 知事・主務大臣の意見、勧告に対する事業者の対応と事業への影響の分析

環境影響評価法によるアセス手続において、事業計画が固まった準備書手続の段階で、調査等のやり直しや事業規模の縮小を求める大臣勧告や知事意見が発出されると、事業の採算性や稼働時期の遅延などの観点で、事業者は厳しい対応を迫られることとなる。本研究では、環境省の「環境影響評価情報支援ネットワーク」より事業リストを収集し、事例が多い風力発電事業を対象に、準備書に対する主務大臣、知事等の勧告・意見及びそれに対する事業者の対応事例を収集、分析し、事業者が厳しい対応を迫られる状況を回避し、手続を円滑に進めるための知見を得た。

事例収集の結果、「区域や配置の見直しの要請」「調査、予測評価のやり直しの要請」等、対応に時間を要する重要な意見、勧告が発出されている事業が多く見られ、これらについては準備書提出から評価書提出に要した期間は 1



- ※1 本パンフレットにおいては、自治体へのアンケートやHPへの掲載状況から選定された11目標を「環境アセスメントの手法と高い関係性を持つ目標」として扱い、その内、JEAS研究会内で選定した6目標を「環境アセスメントの手法により達成に貢献する目標」として扱います。
- ※2 ロゴと吹き出しの凡例
 ロゴ大：環境アセスメントの手法により達成に貢献する目標（6目標）
 ロゴ中：環境アセスメントの手法と高い関係性を持つ目標（11目標のうち上記の6目標を除いた5目標）
- ※3 吹き出し内の記載内容は、目標達成に貢献する環境アセスメントの要素を示します。

■図-1 アセスと高い関係性を持つSDGsの目標（作成パンフレットより）

年以上に及び、準備書段階から評価書段階へ移行する際に事業規模が縮小した事業も存在した。一方、具体的な計画変更を求める意見の発出がなく、ほかの意見の発出も少ない事業も少数見られ、準備書提出から評価書提出までに要した期間は9ヵ月、事業規模の縮小も見られない事業も存在した。また、今回の対象案件には環境影響評価法が施行される際に「経過措置案件」となったものも含まれており、調査や予測評価内容に不備、不足があれば、重要な意見、勧告が発出され、結果として法アセスメントの内容に準拠した対応が求められていた。

上記の結果を踏まえ、アセスメントを円滑に進めるために事業者やコンサルタントが留意すべき点を以下に整理した（表-2）。

■表-2 アセスメントを円滑にするために留意すべき点

影響を回避すべき事象は、早期の段階で対処する
アセス項目は「もれなく」設定する
改定が見込まれるときは、あらかじめ新制度を適用する
予測・評価は根拠を明確に示す
不確実性がともなう場合は、必ず事後調査で検証を行う

4. SDGsと環境アセスメントの関係性に関する研究

持続可能な開発目標（以下、「SDGs」という）は、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標である。本研究では、SDGsとアセスメントの関わりを多くの人々に知ってもらうために、アセスメントのどのような側面がSDGsの目標達成に貢献できるかについて、マッピングやアンケートにより各方面の考え方を収集整理すると共に、その結果を踏まえ、より多くの人に知ってもらうための発信案を検討した。

まず、アセスメントによって貢献できる目標として、SDGsの169のターゲットとのマッピング及び自治体アン

■表-3 アセスにより達成できると考えるSDGs目標

目標3	「すべての人に健康と福祉を」
目標6	「安全な水とトイレを世界中に」
目標11	「住み続けられるまちづくりを」
目標12	「つくる責任 つかう責任」
目標14	「海の豊かさを守ろう」
目標15	「陸の豊かさを守ろう」

ケートより、6つの目標を抽出した（図-1、表-3）。

続いて、6つの目標についてアセスメントのどのような側面が目標達成に貢献できるかについて整理したところ、3つに大別された。

- ①計画段階での環境配慮
- ②環境保全に関する検討
- ③説明会の開催や意見書の提出

このうち、①、②はいずれの目標においても貢献するのに対して、ステークホルダー参加が求められる③は目標11「住み続けられるまちづくりを」及び目標12「つくる責任 つかう責任」に貢献するものとなった。

次に、SDGsとアセスメントの関係性等について自治体アンケートを実施し、「自主アセスメントの実施促進」「事業者の環境配慮意識の向上」の観点から、SDGsとアセスメントの関係性の周知やアセスメントにSDGsを絡めることで、アセスメントの実施促進に繋がると考えている自治体があることが分かった。

以上を踏まえ、自治体向けの提案として、HPや環境白書、アセスメントの表紙等に、アセスメントにより達成に貢献できるSDGsの目標を掲載すること、条例やマニュアル等へのSDGs理念の組み込みなどをあげた。また、事業者向けの提案として、自主アセスメントの積極的な実施をあげた。

最後に、発信案として『SDGsの達成に貢献する環境アセスメント』と題したパンフレットを作成した。作成したパンフレットが、自治体や事業者内でSDGsとアセスメントの関係性について考えるきっかけになれば良いと考える。

新領域研究会報告

・時代に即した環境アセスメントに関する重要テーマや企業ニーズを反映した新領域についての研究～その4～

新領域研究会 リーダー 尾原正敬

1. はじめに

「新領域研究会」では、時代に即した環境アセスメントに関する重要テーマや企業ニーズを反映した新領域についての研究を行った。

今期の本研究会では、前期の研究成果、協会の中長期ビジョン、環境アセスメント分野における今後の課題や、新技術の動向等を踏まえて、表-1に示す4つの研究テーマを設定した。なお、これらのテーマは、各研究員からの提案に基づき、研究員相互の協議により設定したものである。設定の考え方は以下のとおりである。

- ・前期からの研究テーマを深化し、気候変動を環境アセスメントに組み込む場合の具体的な事業種・環境影響評価項目の整理・検討（テーマa）、事業終了後の太陽光発電施設や土地利用変化に係る制度に対する具体的な環境影響評価技術導入に係る検討（テーマb）、累積・複合影響を考慮した環境アセスメントの事例集作成（テーマc）を行った。
- ・環境アセスメントへの新技術の活用を見据え、AIの環境調査や環境影響評価等への適用事例を踏まえた今後の適用の方向性や課題に係る検討（テーマd）を行った。

なお、本研究会においては、研究の重点化及び検討の効率化を図るため、テーマに応じて4つのワーキンググループ（以下、「WG」という）に分割し、検討を進めた。

■表-1 各WGの研究テーマ

研究テーマ	WG略称
a. 気候変動にともなう影響を考慮した環境アセスメント手法の検討	気候変動WG
b. 再エネ等事業終了後等の土地利用変化に係る環境影響評価技術適用の具体化に係る検討	再エネ自主アセスWG
c. 環境アセスメントにおける累積・複合影響に関する検討	累積・複合WG
d. 環境調査・環境影響評価等におけるAI等活用検討	新技術WG

2. 気候変動にともなう影響を考慮した環境アセスメント手法の検討

(1) 研究の背景及び目的

近年、気温の上昇や大雨の頻度の増加等の気候変動にともなう影響が顕在化しており、将来的に大気環境や自然生態系等に対してさまざまな影響が生じるおそれがある。

本研究では、前回研究成果の内容を踏まえ、気候変動に関わる指針・マニュアル等を参考に、気候変動を環境アセスメントに組み込む場合の検討事項を、具体的な事業種・環境影響評価項目を事例に整理した。

(2) 結果のまとめ

①気候変動と環境アセスメントの関係・動向に関する文献収集・整理

海外の指針・マニュアルを整理し、IEMA（環境管理評価研究所）による指針（2015）等を参考として、気候変動を環境アセスメントに組み込む場合の検討事項を下の7点に類型化し、参考となる文献、技術手法、環境保全措置等について整理した。

- 気候変動を環境影響評価に取り入れる範囲の検討・使用する気候変動予測の選択
- 気候変動下におけるベースラインの定義づけ
- 気候変動に対する脆弱性の特定
- 組合せ評価
- 重要性に関する評価
- 気候変動適応計画
- 監視と順応的管理

②気候変動と環境影響評価項目及び事業種の関連

前年度の研究において整理した気候変動に関連する環境影響評価項目をもとに、今後気候変動を考慮した予測手法や保全措置の検討が必要と考えられる項目について整理した。

具体的な項目としては水質・動物・植物・生態系、温室効果ガスの項目があげられた。一方で、環境影響評価項目に対しては大小さまざまな気候変動の影響が及ぶため、影響の重要性等に応じて、検討対象とする環境影響とその検

討範囲の定め方が課題として把握された。また、「環境影響評価情報支援ネットワーク」に掲載される事業種を参考に、気候変動との関連について整理した。

③気候変動を考慮する場合の考え方・課題

「a. 河川（ダム）事業における水質」「b. 発電所（陸上風力）事業における動物、植物、生態系」「c. 土地区画整理事業における温室効果ガス」を具体例に、気候変動を環境アセスメントに組み込む場合の検討事項を整理した。

a. では気候変動影響を環境アセスメントに取り入れる際に参考となる国内外の文献を整理し、事業で実施できる順応的管理方法及びそれらの実行可能性についてまとめた。b. では環境省によりまとめられた生物多様性分野への気候変動適応策の検討手法等を参考に、環境アセスメントへの適用について検討した。c. では計画初期段階で考慮すべき気候変動適応計画・適応策に沿った施策や、将来の評価目標となり得る参考基準を整理した。

④今後の課題

上記の検討から、事業種や項目により気候変動を考慮する場合の課題が一樣でないことが整理された。今後は気候変動による影響の重要性に応じて、事業種・項目ごとに予測・評価手法の整備や環境保全措置・順応的管理の方法について検討が深まることが望まれる。

3. 再エネ等事業終了後等の土地利用変化に係る環境影響評価技術適用の具体化に係る検討

(1) 研究の目的

近年、懸念が拡大している太陽光発電の事業中断に加え、社会情勢の変化により発生する各種土地利用変化等にもなる問題の解決に向けたさまざまな制度に着目し、環境技術の既往制度への適用の方向性を検討すると共に、主要な土地利用制度に対して、適用可能な場面や手法を検討した。

(2) 結果のまとめ

①土地利用変化に係る事象の類型化と類型別の問題解決に向けた施策・制度について

土地利用変化にともなう社会問題の解決に向けた施策・制度については、1) 人口・動態変化に係るもの、2) 経済活動の更新・変化、3) 災害関連に類型化した。

1) に係る施策としては、里地里山保全再生計画、多面的機能支払制度、自然再生事業等が、2) に係る施策としては、地域再生計画、都市再生総合計画事業（以上は1) にも関連）、太陽光発電設備の適正設置に関する条例・指針等が、3) に係る施策としては、大規模災害からの復興に関する法律に基づく復興アセス等があげられる。

②土地利用変化に係る土地利用の方向性について

土地利用変化に係る社会問題の解決に向けた施策・制度への適用の方向性としては、1) 制度そのものまたはプロセスの一部が環境保全を目的としているもの、2) 制度の運用のなかで、事業の合理性・必要性等を確保するために補足的に環境影響評価技術が適用されるもの、3) 事業に対する住民との合意形成を図るために適用されるもの、に分類した。

③土地利用施策に対する適用の具体化に係る検討について

検討対象となる制度について、1) 今後課題として懸念されるもの、2) 事業内容やプロセスのなかに環境調査・予測及び評価が適用可能なものとして、a. 太陽電池の事業終了時、b. 里地里山保全再生計画、c. 都市再生整備計画事業を対象として整理した。

a. については、事業者・土地所有者が主体となるが、撤去時の産業廃棄物、撤去後の状態として、撤去後の敷地（植生の回復への対応、裸地からの土砂流出）、調節池（浚渫終了による堆砂）に着目する必要があると考えられる。

b. については主に自治体・団体・住民が主体となるが、目標の具体化に向けた事前調査・検討、保全再生計画、実施後の効果検証のためのモニタリング、計画の改善策検討と、各段階で環境影響評価技術が活用できると考えられる。

c. については、計画の目標及び計画の対象となる施設が環境要素（自然・音・水）を扱うかによって適用の幅が大きく異なると考えられる。また、都市の目標設定の検討の際に、歴史的・社会的・自然的側面からの環境基礎調査を的確に行い、反映させることで、より地域の実情に合った的確な目標設定が可能になるものと考えられる。

4. 環境アセスメントにおける累積・複合影響に関する検討

(1) 研究の目的

東日本大震災以降、導入が推進されている風力発電事業については、発電効率確保の観点から、風況の良い場所に集中して計画・整備される傾向がある。このような状況のなか、累積・複合影響が懸念されており、環境影響評価法に基づく手続においても累積・複合影響を考慮した予測・評価の実施を求める環境大臣意見が出されている。

他方、われわれは、実務者として環境アセスメントに携わるなかで、累積・複合影響が事後調査段階において顕在化する問題に直面している現状もある。

このような背景を踏まえ、環境アセスメントにおける累積・複合影響に対する今後の検討の糸口に資することを目

的とし、累積・複合影響を考慮した環境アセスメントの事例集のとりまとめを行った。

(2) 結果のまとめ

研究結果として、累積・複合影響を考慮した環境アセスメントの事例集をとりまとめた。事例集の目次構成は以下のとおりである（表－2）。

■表－2 事例集の目次構成

章	内容
1	はじめに
2	累積・複合影響とは
3	累積・複合影響評価に関する現状
3-1	累積・複合影響に関する首長・大臣意見
3-2	累積・複合影響に関する意見への対応状況
4	累積・複合影響を考慮した環境アセスメントの取組事例
4-1	事例収集方法
4-2	取組事例
4-3	累積・複合影響を考慮するために大事なこと
5	累積・複合影響を考慮する動機・きっかけ
5-1	他事業の情報収集
5-2	事後調査段階での他事業との連携
6	おわりに

累積・複合影響評価に関する現状及び累積・複合影響を考慮した環境アセスメントの取組事例等を踏まえ、累積・複合影響を考慮するために大切なことを以下二つの視点で整理した。

I 他事業の情報収集

II 事後調査段階での他事業との連携

「他事業の情報収集」については、詳細な情報が公開されていないことが多く、情報の収集は難しい実情があるが、行政を通じて情報の取得を試みるなど、可能な限り他事業の情報を収集し、環境アセスメントに反映していくことが重要と考える。

「事後調査段階での他事業との連携」については、評価書までの手続段階では、他事業の情報を把握しきれないことを前提として、評価書手続後、少なくとも事後調査実施期間においても他事業の情報収集・連携を継続し、順応的管理の考えに基づき柔軟に対応していくことが重要であるとする。

5. 環境調査・環境影響評価等における AI 等活用検討

(1) 研究の目的

環境アセスメントの業務では交通量調査、鳥類調査などの現地作業やデータ整理作業など長時間にわたり人手によって行われるものがあり、少子高齢化で労働力が減少する

なか、AI 活用等の技術革新が求められる。そこで、AI 活用を検討するために必要となる基礎知識と、現状における環境分野での AI 活用事例を収集・整理すると共に、今後環境アセスメントで AI 活用が期待される作業フェーズを整理した。

(2) 結果のまとめ

①環境アセスメントの作業実態から見た AI 適用可能性

将来の技術的發展により、環境アセスメントにおけるさまざまな作業に AI が適用可能になるものと考えられる。環境アセスメントにおける「効率化」「時間短縮」「技術的判断のプレの抑制」などの観点から AI 化が望まれる段階として、以下を抽出した（表－3）。

■表－3 環境アセスメントにおける AI 技術適用可能性

アセス段階	各段階における AI 技術の融和性	活用例
方法書作成	・地域特性の把握にて数多くの文献資料の整理、図面の作成があり、AI による効率化の効果が大きい ・項目選定・手法選定に際しては、ある程度の機械的判断がなされることから、AI の適用が可能	・図面作成 ・地域特性の把握（各種文献や資料の抽出、文章の作成等）
現地調査	・自然環境の現地調査で得られた生物の判別・同定での活用に偏っているが、さまざまな環境要素で多種多様な AI 適用の場面があると考えられる	・騒音データ処理 ・動物の鳴き声からの種判別 ・動植物の画像による識別判定
予測評価	・環境アセスメントにて最も技術者が持てる技術を駆使して検討・判断することから、AI の適用場面が多くあるものと考えられる	・大気、騒音等の予測モデリング ・自然環境の改変状況や消失割合等を自動算出

②環境分野における AI 活用の展望

環境分野における AI 活用の展望を図－1 に示す。AI のブラックボックス、汎用性、精度について、アセスメント活用で許容できるかの検討が 1 つの課題である。AI 活用においては、このような AI の特性を理解した技術者やビジネスリーダーの育成など、業界団体に期待される役割は大きい。

■図－1 環境分野における AI 活用の展望

情報委員会 埼玉県意見交換会

期日：2022年2月15日

開催報告

1. はじめに

情報委員会では、関東地域における環境アセスメントなどの環境行政の現状や課題の把握、当協会の活動の紹介などを目的として、埼玉県との意見交換会を開催した。

まず、埼玉県環境部環境政策課から安村雄一郎主幹、鈴木勇真主任の2名に参加いただき、安村氏から話題提供として「埼玉県の環境行政の紹介」と題して、埼玉県環境部の取組を紹介いただいた。

続いて、当協会から協会の紹介を行ったのち、「埼玉県の環境アセスにおける課題」などについて、意見交換会を行った。

2. 埼玉県の環境行政

埼玉県環境部のさまざまな取組について紹介いただいた。環境部は、環境政策課、水環境課、大気環境課、温暖化対策課、エネルギー環境課、みどり自然課、資源循環推進課、産業廃棄物指導課の8課で構成されているとのことである。

このうち、環境アセスメントは環境政策課が担当しているが、環境政策課は環境基本計画や環境ビジネスを担当する係と、砂利採取法、採石法などの許認可関係を行う係に分かれており、環境アセスメントの審査（後者の係で実施）がある場合には、忙しく対応しているとのことであった。

3. 意見交換会「埼玉県の環境アセスにおける課題」

埼玉県は、戦略的環境アセスメントの仕組を有しており、またゴルフ場や面整備事業などのアセス案件数が多い時期は担当者も多く、制度的にさまざまな取組が進められたという。

しかし、現状、年に数事業程度の審査数を踏まえると、担当者はほかの業務と兼ねての対応とならざるを得ない状況であるとのことである。

このようななか、限られた時間で行われる環境アセスメントの審査において、審査会と事業者との間で、事務局としてどのように関わるべきかは悩ましいところである。ほかの自治体では、審査会委員と事業者が直接やり取りをする場合もあるようだが、審査会委員への負担が増大する点、謝金の取り扱いが不明確となる点に加えて、審査という関係のなかで、県が見知らぬ間に審査会の有識者と事業者が



意見交換会の様子
(左から、林副会長、鈴木勇真氏、安村雄一郎氏)

直接やり取りをすることには抵抗を感じるという。他方、審査会委員の意見が直接伝わり、事業者が適切に対応するのであれば良い面もあるかもしれない、とのコメントをいただいた。

アセスメントでは多段階の手続を経て、事業計画の変更を含めた環境保全措置や事後調査が検討されていくこととなり、その内容に問題がなければ住民意見は少ないだろう。しかし、最近の事案では非常に多くの住民意見が提出された事業があったことから、知事意見においてはこれらの住民意見を十分に考慮したものになったとのことであった。

この事案の知事意見の形成にあたっては、住民意見の内容を踏まえつつ、審査会で審議を行うと共に、文字どおり、知事にも内容を十分に確認していただいたうえで発出したとのことである。また、審査にあたっては、鳥類に関する住民意見が多いことや、手続中に熱海市での土砂災害が発生したこともあり、熱海市の土砂災害に関わった有識者を特別委員として審査会に参加いただいたという。住民や審査会の委員など、さまざまな意見が考慮されて知事意見が形成されていると感じた。

当協会への要望等をうかがったところ、専門的な知見の向上や分かりやすい図書作成を求めご意見をいただいた。また、図書作成を担当しているコンサルタントは現地視察を行っているかという質問をいただき、現地踏査で事業計画地の環境特性を適切に把握する技術と経験が重要であることを認識した意見交換会であった。

(副会長：林 邦能／情報委員：細川岳洋)

風力発電施設の環境アセスメントにおける景観面からの評価の課題

富山大学学術研究部芸術文化学系 教授 奥 敬一

昨年度から某県の環境影響評価技術審査会の委員に就任したことで、環境アセスに直接関わる機会ができました。

たまたま就任して最初の案件は風力発電施設となりました。同じ時期、それとは別にかつて研究などでお世話になった地域に多数の風力発電施設が計画されていることを知り、かなりの衝撃を受けました。また折しも7月末には、関西電力による蔵王周辺の風力発電計画が地元の反対により撤回を余儀なくされたというニュースにも接することとなりました。

私自身はこれまで実務としてそれほど深く環境アセスに関わってきたわけではありません。しかしこうして相次いで現実の事例を見聞きしていると、特に景観評価に関しては「評価技術」という面からのさまざまな限界も見えてきて、もやもやした思いも積み重なっています。本稿ではそのもやもやを整理しつつ、風力発電施設の景観に関する環境アセスメントの課題と将来的な方向性について考えてみたいと思います。

風力発電施設の景観評価の現状

まず風力発電施設の環境アセスメントにおいて「景観」はどのように評価されるのかを確認しておきましょう。自然風景地における風力発電施設の計画では、通常「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン（2013）」（以下、「ガイドライン」とする）に準拠して景観の評価をおこなうこととなっています。このガイドラインで重視されているポイントは、以下の3点です。

垂直見込角：構造物の見えの大きさを表す数値。人間の

視野の中で垂直方向に何度の幅で見られるかで示す。

スカイライン：主要な眺望対象となる山系の稜線を視覚的に切断しないこと。

眺望範囲への介入：眺望地点から眺望対象の間に割り込まないようにすること。

基本的にはこれらの視覚的な状況を分析することで風力

発電施設が眺望に支障をきたす可能性がどの程度あるのかを評価することになっています。

景観を物理的な構造や関係性と捉えて、ある程度測定可能であるとする観点からは、これらのポイントは非常に基礎的かつ重要なもので、確実に抑えるべきものであることは間違いありません。

そしてガイドラインでは、こうした眺望状況を視覚的に再現し、説明材料とするために「フォトモンタージュ手法」を用いることを求めています。「フォトモンタージュ手法」とは眺望地点から撮影した写真に施設の完成時の状況を合成する方法です。これによって眺望の変化を予測し、あるいは眺望を保全するための措置の妥当性を確認することとしています。

多様な景観評価アプローチ

こうした一連の評価手法は「計量心理」アプローチに基づいて組み立てられていると言えます。これはZubeら（1982）による景観評価手法の4分類の1つで、景観を人間に対する心理的刺激と捉え、刺激に対する一般の人々の心理的反応を測定することで景観の質を評価するという手法です。一定の刺激に対しては、人間の心理的な反応もある程度決まってくるという考え方に基づいています。

しかし風力発電のような大規模施設の景観が地域社会に受け入れられるかどうかは、こうした直接的な心理的反応だけで決まることは少なく、実際にはもっと複雑な要素が絡み合っただけで決まってくるように思われます。たとえば、信仰上の聖地のように地域住民の精神性に深く関わる場所では、大小にかかわらず異質な現代的構造物が存在すること自体が問題になるでしょう。またフォトモンタージュが本物の景観の感じ方を正確に再現できるかどうかという問題もあり、特に巨大な構造物を見上げるときの身体性をともなった景観的感覚は、写真や画像では再現しにくいことも事実です。

Zubeらは残りの3分類として「エキスパート」「認識論」「体験論」という3つのアプローチを提示しています。「エキスパート」アプローチは鑑賞眼に長け、訓練を受けた専

門家が景観の質を評価する手法ですが、ここでは触れません。「認識論」アプローチでは、景観から人々が読み取る意味をインタビューやアンケートなどの手法を用いて探ります。また「体験論」アプローチでは、人間の行動自体が景観の質の評価に影響すると考え、行動とセットで景観評価を捉えます。

現在の環境アセスは「認識論」的なアプローチ、つまり地域住民が景観から読み取る意味を評価することをあまり想定していません。また「体験論」的なアプローチ、つまり実際の風景地の利用者が行動中に体験する景観に、施設が存在がどのような影響を与えるかも考慮されているとは言い難い状況にあります。

現状では認識論的あるいは体験論的な評価を、一定の調査フォーマットを用意して記述することが難しいのも事実であり、確かに技術審査会のような場での評価にはそぐわないかもしれません。しかし、だからといって計量心理的なアプローチによる評価だけでは、景観の本当の価値に対する影響を評価できているとは言えないのではないかと感じます。景観評価には多様なアプローチがあることを、今一度見直す必要があるように思います。

新たな仕組みの中で

現在「地域脱炭素化促進事業」の推進のために、「促進区域」の設定による再生可能エネルギー事業のポジティブゾーニング、つまり積極的に事業を導入する範囲の検討が始まっています。この中で都道府県や自治体は独自の配慮事項を設けることができるのですが、これは逆に言えば、独自の基準で保全を図るべき範囲を明確化する良い機会でもあります。

基礎自治体は、住民と時間をかけて直接対話し、景観の持つ「意味」を読み取ることが可能です。勇気を持って「認識論」的な価値を積極的にゾーニングに取り入れ、施設立地の厳選を図っていくべきでしょう。

ほかにも風力発電施設の景観評価に関しては、事業が複数に分割されて1件ずつ評価されることになると、本来の影響が評価困難になることから、複合的・累積的影響評

価の必要性も指摘されるようになってきています。

ただ、いずれにしても肝心なのは、地域内でエネルギーと自然環境の保全に関するビジョンが共有できているかどうかです。地域社会の中で再生可能エネルギーを積極的に発掘し、自分たちの生活の中にも活用させていこうという思いが共通していれば、風力発電施設をはじめ、新たな施設が地域の自然環境の中に現れても違和感は緩和されるでしょう。そういった素地がない地域にいきなり外発的に施設を計画し、お仕着せなエネルギービジョンを提示しても、地域社会の理解を得ることは困難と言えます。



風力発電施設が景観に与える影響を評価するためには、その場所が持っている意味も十分に検討する必要があります

参考文献

環境省（2013）国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン

Zube, E.H., Sell, J.L. and Taylor, L.G. (1982) Landscape Perception: Research, Application and Theory. Landscape and Urban Planning, 9, 1-33.

Profile

奥 敬一 氏 Hirokazu OKU

富山大学学術研究部芸術文化学系 教授

■執筆略歴

1970年石川県生まれ。1993年東京大学農学部林学科卒業。博士（農学）。独立行政法人森林総合研究所を経て2014年より現職。風景計画学を中心に自然地域や農山村の景観形成史や景観保全策を研究対象としている。著書、訳書に「魅力ある森林景観づくりガイド」（全国林業改良普及協会）、「イギリスのカントリーサイド」（昭和堂）など。



JEAS 環境アセスメント士 紹介



自然環境部門 (2021年)
海老原 学

社会から信頼される環境アセスメント士を目指して

私が勤務する大日本コンサルタント株式会社は、「美しく魅力ある国土の建設と保全」、「安全で快適な住まい環境の創出」を経営理念に掲げ、これまで橋梁や道路、都市、河川、港湾、環境などのさまざまな社会資本整備を

担ってきた総合建設コンサルタントです。私が所属する環境エネルギー推進部は、自然と共生する持続可能な社会の実現に向け、公共事業等に係る自然環境調査や生活環境調査、環境影響評価手続、自然再生に関する業務等を行うほか、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策などのエネルギーマネジメント事業の展開や研究開発も行っております。

私は入社以来、国土交通省や自治体発注の道路建設事業等における環境影響評価手続や環境調査に関する業務、環境保全措置を検討するための委員会等の運営業務などに従事しており、主に環境アセスメントに関する自然環境分野を専門としてきました。環境系技術者として、持続可能な社会の実現に貢献するため、実務では、開発事業者や地元住民、有識者などの多様なステークホルダーと合意形成を図りながら社会資本整備と環境

保全を両立させる中庸案の提案・実行に注力し、研究活動では、実務で得た知見や技術を活用しながら、環境アセスメントの精度向上や生物多様性保全に寄与する研究を行っています。



道路事業者との現地踏査状況

私は2021年に環境アセスメント士〔自然環境部門〕を取得しました。受験の動機は、近年の自然災害の頻発化、激甚化により、多くの人命や財産、貴重な自然環境等が失われている現状があるなかで、“社会資本整備による公共の安全という公益”と“環境保全による公益”を両立する中庸案を打ち出す環境アセスメントの重要性がより一層高まっていると感じ、本資格を取得し、実務に活かすことで社会に貢献できると考えたためです。

社会から信頼される環境アセスメント士となるため、資質向上や技術研鑽を怠らず、向上心を持って、日々精進していきたいと考えております。

大日本コンサルタント(株)

TEL.03-5298-2051

<https://www.ne-con.co.jp/>



自然環境部門 (2017年)
岡田 圭司

その先にある研鑽

私が勤務する株式会社環境指標生物は、1987年の設立以来、動植物の調査・保全業務を基軸として、観察会などの環境教育、樹木診断、外来種の駆除、環境計画、生物多様性戦略、地理情報解析、編集・出版など環境や生物

に関連したさまざまな業務に携わっています。場所に関しても、北海道から九州、さらには大小の島々、そして東京の市街地から中部地方の山岳地帯までさまざまな環境に赴いています。そんなわれわれは、会社の理念でもある“生きものを守る仕事”、“人と生きものを繋ぐ仕事”を実践すべく日々奮闘しています。

私は、大学院で昆虫分類学を専攻し、基礎学問の重要性を感じて研究職も考えていましたが、この知識を活かし、フィールドで活躍できる環境調査の魅力に惹かれて、この業界に飛び込んだと記憶しています。入社当初から、ひたすら調査して、分析しての忙しい日々を過ごしてきました。特に、環境アセスメントに関わる調査に多く携わり、日頃から、専門である動植物部分の知識はアップデートしていました。しかし、年月を重ねると、環境アセスメント全体を理解していないと、より良い仕

事に繋がらないことも実感しながら、目の前の業務をこなしていたという、そんな思いもあり、改めて環境影響評価手続や関連法令など体系的に理解を深める良い機会として、「環境アセスメント士」の資格取得に挑戦するに至りました。さらに、2016年に「環境アセスメント士」が「国土交通省登録技術者資格」に指定されたことも受験動機の一つです。その翌年、2017年に自然環境部門を取得しました。

皆さん感じていることだと思いますが、資格を取得したときは達成感や安堵感もあり、ある種満足してしまいましたが、同時に自信と責任感が強まります。私は、これまで業務に追われて疎かにしていた研鑽をより意識するようになり、新しい技術・知識の習得を目的として、環境アセスメントに関連する講習会、研修会、セミナー等へ積極的に参加するようになりました。そのおかげで、技術士などほかの資格取得に繋がったと思っています。業務での経験が活かしやすい資格として、若い人もベテランの人も、是非、「環境アセスメント士」の取得に挑戦することをお勧めします。

(株)環境指標生物

TEL.03-3260-4604

<http://www.bioindicator.co.jp/>



九州・沖縄支部 第6回学識者・行政・会員交流会

基調講演「アセス制度の課題」

福岡大学名誉教授 浅野直人
女性会員交流会準備会「楽しくなくっちゃ続かない！持続可能な交流会開催に向けて」

元家庭問題情報センター福岡ファミリー相談室
上席相談員 浅野純子

期日：2022年7月19日

本交流会では、福岡大学の浅野直人名誉教授にご講演いただき、「環境影響評価制度の現状と課題」をテーマに意見交換を行った。北九州市の高橋俊道企画調整係長にご講演いただく予定だった「北九州市における環境影響評価制度の運用」については、当日の大雨洪水警報に関する公務のため講演を中止し、講演資料をもとに北九州市条例アセスの実施事例について、浅野先生に解説していただいた。

1. 基調講演「アセス制度の課題」

環境影響評価法制度に残された課題は「新たな環境政策課題への対応」と「より良い決定のための対応」に大きく分けられる。アセスが新たな環境政策の課題解決（持続可能な社会の実現）のツールとなるためには、環境基本法



浅野先生による基調講演

20条の枠組を含めた見直しが必要との見解を述べられた。また、より良い決定のために「広義のSEAの導入」や「対象事業種・規模見直し」などを具体化する必要があると説明された。

講演後、審査会意見のあり方、予測結果の検証、訴訟システム整備・当事者適格要件整備に関する質問・意見があり、浅野先生から回答をいただくなど、活発な意見交換が行われた。

2. 女性会員交流会準備会

当日は、女性幹事のほかに2名の女性会員、元福岡ファミリー相談室上席相談員の浅野純子先生にご参加いただき、九州・沖縄支部で取り組



女性会員交流会準備会の様子

んでいる女性会員交流会の準備会を開催した。本準備会では、最近の話題や職場での悩みについて意見交換すると共に、12月に開催予定の女性会員交流会の内容を企画した。

(レポーター：(一財)九州環境管理協会 末津和典)

JEAS 資格・教育センター便り

1. 2022年度「環境アセスメント士」認定資格試験受験申込開始

- (1) 試験日時
2022年11月23日(水・祝) 10時～17時
- (2) 試験場所 仙台、東京、大阪、福岡の4会場
- (3) 受験申込
・期間：9月1日(木)～10月25日(火)
・申込書入手：協会ホームページからダウンロードしてください。(https://www.jeas.org/)
・受験料：12,000円
- (4) 過去問題集：2017年～2021年までの過去問題集を販売中です。詳細はホームページをご覧ください。「生活環境部門」、「自然環境部門」に分かれています。

2. 「環境アセスメント士」資格登録の状況

「環境アセスメント士」認定資格制度は、今年で18年目を迎えます。資格登録されている方は648名(2022年8月現在)となっております。

■ 部門別・勤務地別資格登録者の状況 (名)

部門 地域	生活環境 部門	自然環境 部門	計	比率(%)
北海道	14	41	55	8.5
東北・北陸	12	24	36	5.6
関東	159	157	316	48.8
中部	26	45	71	11.0
近畿	43	41	84	13.0
中国・四国	14	9	23	3.5
九州・沖縄	19	44	63	9.7
計	287	361	648	100

JEASでは、「環境アセスメント士」が社会によく知られ、活躍の場を広げられるよう「資格制度の紹介パンフレット」、「資格登録者名簿」、さらには「環境アセスメント士活用に関する要望書」等を作成し、関係官庁、地方公共団体、大学、研究機関、民間企業等への説明や資料の送付などにより、本資格制度の周知・PRを行っております。

3. 2022年度の資格更新

2022年度の資格更新については2023年2月1日(水)から4月28日(金)まで受付を行います。対象者は資格の有効期限が2023年3月31日の方であり、2017年度に登録された方(登録番号がH29で始まる方)については初回更新にあたります。詳細についてはホームページ中の「資格更新の手引き」でご確認ください。所定の更新をされていない方は資格保留状態となっております。資格保留状態の方の更新条件は「資格更新の手引き(保留中の方)」にてご確認ください。

4. JEAS-CPD記録登録について

環境アセスメント士の技術レベルの維持・向上、倫理観の涵養等を図るため、継続教育を義務付けております。

- ・詳細はホームページの「JEAS-CPDガイドブック」にてご確認ください。
- ・CPD記録登録の内容を一部変更しておりますので、ご確認をお願いいたします。
- ・記録登録の受付は随時行っております。
- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、セミナー等の開催に影響が出ています。自己研鑽の機会は、ご自身で上げられるようお願いいたします。その際、自己研修として専門誌などの熟読などもお考えください。CPD記録登録が可能となっております。(この場合、レポートの提出が必要です。)

(資格・教育センター事務局)

協会活動記録

研修部会

「環境アセスメント士」受験講習会・試験の説明及び傾向と対策 14名
2022年9月10日（土）

- 生活環境部門・択一問題の解説
いであ（株） 井上雄二郎
- 資格試験の説明および傾向と対策
三井共同建設コンサルタント（株） 黒木利幸
- 論文問題の対策
鹿島建設（株） 大野 直
- 共通科目・択一問題の解説
東京パワーテクノロジー（株） 小高応理
- 自然環境分野・択一問題の解説
アジア航測（株） 市橋 理

関西支部

第1回公開技術セミナー（対面+オンライン）対面6名 オンライン66名
2022年9月16日（金）

- SDGsの実現を目指した環境影響評価～大阪市環境影響評価技術指針の改定～
大阪市環境局環境管理部環境管理課 担当係長 人見文隆
- 脱炭素社会の実現に向けて
環境省近畿地方環境事務所地域循環共生圏・脱炭素推進グループ 西田雄士

九州・沖縄支部

第6回学識者・行政・会員交流会（対面+オンライン）対面20名 オンライン104名
2022年7月19日（火）

アセス制度の課題
福岡大学名誉教授 浅野直人

女性会員交流会準備会 7名
2022年7月19日（火）

楽しくなくっちゃ続かない！持続可能な交流会開催に向けて

元家庭問題情報センター
福岡ファミリー相談室上席相談員 浅野純子

第18回技術交流会の開催について(再予告)

JEASニュース174号でもお知らせしましたが、研修部会では、会員相互の技術交流や業務の活性化ならびに会員の有する環境アセスメント関連技術の内外への発信を目的として、第18回技術交流会を次の要領にて開催する予定です。

- 開催日時 2022年12月上旬
開催会場 東京23区内
(昨年は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、オンライン形式で開催。今年も感染状況によっては、オンライン開催も検討。)
- 技術紹介の形式
口頭発表とパネル展示の2形式（両方の申し込みも可）
- 技術紹介の申込み
新型コロナウイルス感染症の第7波の影響で受付開始が遅れておりますが、詳細が決まり次第「技術紹介申込み受付」を協会ホームページに公開しますので、各社の技術紹介には是非ご活用下さい。

新刊図書のご案内

米軍基地と環境汚染 ベトナム戦争、そして沖縄の 基地汚染と環境管理

田中修三 著
四六判、186頁、
1,980円（税込）
五月書房新社
2022年3月24日発行
ISBN 978-4-909542-38-0
Cコード C0031



多くの日本人が知らない国内米軍基地の環境汚染、特にベトナム戦争で使用された枯葉剤や特殊な消火剤など有害化学物質による土壌汚染等を取りあげた図書。米軍基地が土壌汚染対策法などの国内法の適用外とされる特殊な条件下にあることが、問題をより深刻化させていることが分かる。

最寄りの書店、もしくは下記HPよりご注文下さい。
<https://www.gssinc.jp/gogatsubooks>

津田宏さんを偲ぶ

去る8月13日に、当協会の会長を務められていた津田宏さんがご逝去されました。享年92歳でした。ここに謹んでお悔やみ申し上げます。当協会が設立された翌年の1979年から、アジア航測（株）の役員を務める傍ら協会の幹事としてその立ち上げに加わり、1989年からは当協会の代表幹事、1994年～1999年までは会長として活躍されました。この間に環境アセスメント業務の積算資料作成、各種セミナーや技術研修会の開催、各種研究会の活動、地方支部の設立、当協会の法人化など、現在の協会活動の礎を築いていただき、当協会の発展に大きく貢献されました。これまでのご尽力に感謝を申し上げるとともに心からご冥福をお祈りいたします。合掌。



（顧問 梶谷 修 記）

編集後記

今号の特集はJEAS研究部会報告でした。環境アセスメントに関する時宜を得たテーマについて、関心を持つ研究部会のメンバーによる自主的な研究で、時間的な制約もあるなかでまとめられています。この秋には10件以上もの学会発表等もこなしたその熱意には敬服するばかりです。会員各社には既に「研究部会成果報告書」もお届けしていますので、特集で興味深いテーマがあれば、併せて詳しい内容もご確認いただければと思います。

さて、ごあいさつが後になりましたが、本年6月よりJEASニュース編集委員長を引継ぎました、高木と申します。編集委員会には2009年から参加しており、「伝える」ことの難しさ、面白さの虜になって随分と長居になりました。とはいえ、委員長となると、がらりと役回りが変わること気がつき、その重責をひしひしと感じています。また、時期を同じくして委員会のメンバーもかなり入れ替わり、若返りました。ベテランの方が抜けるのは正直手痛いのですが、新しい若手メンバーには、「分かりやすく伝える」技術を学んで実務にも活かしながら、ぜひそのフレッシュな感性を編集活動にも発揮してもらいたいです。

せっかく予算やマンパワーを投じて発行しているJEASニュースですから、外部に向けてはJEASの魅力を効果的に発信し、会員各社に向けては環境やアセスメントに関わるホットな話題をとりあげて有効な情報提供をしていく、という使命を肝に銘じつつ、引き続き楽しんで編集作業にあたりたいと思います。

今後ともJEASニュースをどうぞよろしくお祈りいたします。
（編集委員長 高木圭子）